

別表 3

たまテレネット料金表

通 則

(届出料金表の適用)

- インターネット接続サービス(以下「たまテレネット」といいます)に関する料金は、この料金表に規定するほか、電気通信事業法施行規則第19条の2に基づき当社が別に定めるところにより適用します。
(料金等の変更)
- 当社は、たまテレネットに関する料金を変更することがあります。この場合には、変更後の料金に関する費用によります。

利用料金

1. 利用料

1-1. 適用

利用料の適用についてはたまテレネット契約約款第24条(利用料等の支払い義務)に定めるところによります。利用料の中には、端末接続装置使用料を含みます。

1-2. サービス料金額

基本サービス

たまテレネット(光サービス)

単位: 1加入者回線ごと

サービス品目	条 件	料金額(月額)
光プレミアムコース	IPアドレス1個 メールアカウント1個 メール容量5GB ホームページ容量100MB	5,720円(税込)
光スタンダードコース	IPアドレス1個 メールアカウント1個 メール容量5GB ホームページ容量100MB	4,620円(税込)
光エコノミーコース	IPアドレス1個 メールアカウント1個 メール容量5GB ホームページ容量100MB	3,080円(税込)
光ライトコース	IPアドレス1個 メールアカウント1個 メール容量5GB	2,530円(税込)

速度提示

サービス品目	設定速度
光プレミアムコース	下り: 1000Mbps 上り: 1000Mbps
光スタンダードコース	下り: 200Mbps 上り: 200Mbps
光エコノミーコース	下り: 5Mbps 上り: 5Mbps
光ライトコース	下り: 2Mbps 上り: 2Mbps

※ベストエフォート型

2. 付加機能使用料

2-1. 適用

付加機能使用料の適用については、たまテレネット契約約款第24条(利用料等の支払義務)に定めるところによります。

2-2. 付加機能の種類

(1) IPアドレスの追加機能

あらかじめ加入者に割当てているIPアドレスの個数を増加する機能。

(2) メールアカウント追加機能

たまテレネット料金表

別表 3

あらかじめ加入者に割当てたメールアドレスのほかに、メールアドレスを追加する機能。

(3) ホームページ容量追加機能

あらかじめ加入者に割当てたホームページ容量を拡張する機能。

(4) メール転送機能

あらかじめ加入者に割当てているメールアカウントによるメール情報を他のメールアカウントへ転送する機能。

【提供条件】

(1) IPアドレスの追加機能

- ① 当社は、1 加入者回線につき当社が別に定める数までの IP アドレスを提供します。
- ② 当社は加入者からの請求があったときは、当社が別に定めるところにより、IP アドレスの追加、変更、その他 IP アドレスに関する内容の変更を行います。

(2) メールアカウント追加機能

- ① 当社は、1 加入者回線につき当社が別に定める数までメールアカウントを提供します。
- ② 当社は加入者からの請求があったときは、当社が別に定めるところにより、メールアカウントの追加、変更を行いません。
- ③ 電子メールとして蓄積できる通信の情報量、及び情報の蓄積期間は当社が別に定めるところによります。
- ④ 当社は、技術上又は業務遂行上やむを得ない理由があるときは、メールアカウントを変更していただくことがあります。
- ⑤ ④に規定により、メールアドレスを変更するときは、あらかじめそのことを加入者にお知らせします。

(3) ホームページ容量追加機能

- ① 当社は、1 加入者回線につき当社が別に定める数までのホームページ容量を提供します。
- ② 当社は加入者からの請求があったときは、当社が別に定めるところにより、ホームページ容量の追加、変更、その他ホームページ容量に関する内容の変更を行います。

(4) メール転送機能

- ① 当社は、1 加入者回線の 1 メールアカウントにつき当社が別に定める数までのメールの転送サービスを提供します。
- ② 当社は加入者からの請求があったときは、当社が別に定めるところにより、メールの転送に伴う機能の追加、変更その他メール転送に関する内容の変更を行いません。

2-3. 付加機能使用料金額

IP アドレスの追加機能	1IP アドレス追加ごとに (最大 4 個まで)	1, 100 円 (税込)
メールアカウント追加機能	1 メールアカウント追加ごとに	330 円 (税込)
ホームページ容量追加機能	100MB の容量追加ごとに	330 円 (税込)
メール転送機能	1 メールアカウント 1 転送ごとに	無料

3. 加入料

3-1. 適用

加入料の適用についてはたまテレネット契約約款第 25 条（加入料の支払義務）に定めるところによります。

3-2. 料金額

項目	内容	金額
加入料	伝送路施設分担金	55,000 円 (税込)

注.) 当社が別に提供するケーブルテレビサービス既加入者が新たにたまテレネットに加入する場合、加入料は不要とします。

ケーブルテレビサービスとたまテレネットの両方に新たに加入する場合も加入料は、55,000 円 (税込) とします。

たまテレネット既加入者が、新たにケーブルテレビサービスに加入する場合、加入料は不要とします。

4. 工事に関する費用

4-1. 適用

工事に関する費用の適用についてはたまテレネット契約約款 27 条（工事に関する費用の支払義務）に定めるところによります。この場合において、約款同条により支払を要する料金の額は、4-2. 「料金額」の規定の額に消費税等相当額を加算した額とします。

別表 3

4-2. 料金額

	引込み工事費		宅内工事費
内容	CATV線を軒下の保安器まで引込む工事		保安器から端末接続装置まで宅内配線工事
金額	新規加入者の場合	原則として不要 (加入料を含む)	実 費
	既加入者の場合	実 費	

5. 手続きに関する料金

5-1. 適用

手続きに関する費用の適用についてはたまテレネット契約約款第26条（手続きに関する料金の支払義務）に定めるところによります。

5-2. 料金額

項 目	内 容	金 額
登録料	初回登録手続き費用	4,400円(税込)
変更手続き料	付加機能の追加及び変更手続きに関する費用	無 料
コース変更手数料	コース変更に伴う設定変更費用	3,300円(税込)

6. 端末接続装置使用料

端末接続装置使用料は基本サービス利用料に含むものとします。

7. 解約・休止・再開等

7-1. 最低利用期間内の解約に伴う解除料

7-1-1. 適用

たまテレネット契約約款第6条（最低利用期間）の最低利用期間は6ヶ月とします。この最低利用期間内に契約の解除があった場合は、解除料が必要となります。解除料は7-1-2.「解除料金額」に定める金額に消費税等相当額を加算した額とします。

7-1-2. 解除料金額

最低利用期間内の 解除料金額	基本利用料6ヶ月分の額の残高
-------------------	----------------

7-2. 利用者が一時中断する場合の利用料の計算方法

7-2-1. 適用

利用を一時中断する場合の利用料の適用については、たまテレネット契約約款第24条（利用料等の支払義務）に定めるところによります。また、7-2-2.「料金額」に定める通り休止中期間中（1ヶ月単位で最長12ヶ月まで）は端末接続装置をご返却頂き、再開時に工事費を申し受けます。

7-2-2. 再開料金額

再開料金額	備 考
4,400円(税込)	端末接続装置 1台あたり